

地域包括支援センターだより

所在地：長万部町役場内
 電話：2-2454【内線170】 FAX：2-2931
 相談時間：8:30～17:15(土日祝、年末年始を除く)

高齢者のみなさん、もしものときの安心のために

救急医療情報キットをご利用ください



救急医療情報キットとは？

自宅に一人でいるときに急病で倒れてしまった場合、救急車を呼ぶことができたとしても、自分の病歴やどんな薬を飲んでいるか、緊急時の連絡先などの情報を、救急隊員に伝えることができません。

その役割を代わりに果たすのが「救急医療情報キット」です。

「もしものときの安心シート」に必要事項を記入し、「健康保険証（写）」などの必要なものと一緒に、指定の容器に入れて保管しておきます。

申請書・救急キット一式（①保管容器②ステッカー③もしものときの安心シート）は包括支援センターにありますので、気軽にご相談ください。



静狩地区の
みなさんへ！

介護予防教室「はつらつ教室」のフォローアップ教室を行います。函館から運動指導員が来町します！

★2月9日(火) 13:30～15:00 静狩振興会館



法テラス通信

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小林 佑輔
 (函館弁護士会所属) ☎050-3383-8366



成年後見制度の活用について

- 施設に入所している高齢の父が多額の財産を持っているが、通帳を管理している長男が金を使い込んでいる(事例①)。母親宛に連帯保証金として数千万円の請求が来ているが、母親は認知症になってしまい、破産手続きがとれず困っている(事例②)。こういった高齢者の財産管理についてお悩みの方は、成年後見制度の利用を検討してください。
- 医師から「後見相当」の診断がなされた高齢者・障がい者は、配偶者や4親等内の親族が家庭裁判所に成年後見開始の申立てをすることで、成年「被」後見人になります。成年後見人には、親族が選任されることが多いですが、横領が疑われるなど問題のある事案では、弁護士等の専門家が選任されます。法テラス八雲の弁護士も例外ではなく、複数の方の成年後見人として、財産管理等の職務を行っています。
- 事例①の場合、成年後見人は専門家が選任され財産管理の権限が与えられるので、親族から通帳を預かることとなります。このように親族による横領を未然に防ぐことができます。
- 事例②の場合、親族が成年後見人となることで、成年後見人が主体となって、破産申立てをすることが考えられます。
- 相談をご希望の方は「法テラス八雲法律事務所」まで、お気軽に相談予約のお電話をお寄せください。

(有料広告)

認知症対応型共同生活介護 グループホーム平里の家 12月15日増床オープン 入所相談受付中!



- 要介護1～5までの認定を受けられている方
 - 認知症の診断を受けている又はこれから受けられる方
 - 1人で生活できない、介護が必要な方はご相談下さい
- ※現在、生活保護を受給されている方や認知症の診断がない方も、お気軽にご相談下さい

<スタッフ募集> 経験・資格不問 親切・丁寧に指導します

—— 随時見学、ご相談承ります! ——

株式会社 鈴木総合サービス

〒049-3513 北海道山越郡長万部町平里43-23

TEL・FAX 01377-2-3338

TEL 01377-2-6363

代表取締役 鈴木敏夫

